

(案)

区域計画の変更の認定申請書

令和 4 年 2 月 28 日

内閣総理大臣 殿

福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

令和 3 年 11 月 4 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第 9 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

- (1) 「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略道路占用事業」に 1 事業を追加する。
- (2) 「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業」に 1 事業を追加する。
- (3) 「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業」に 1 事業を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

別紙

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画

令和 4 年 2 月 28 日
福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第 17 条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体等が、それぞれの公道を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催し、MICE の魅力向上及び更なる誘致促進を図る。

本事業に係る施設等の種類は、別紙 1～11 及び 19 に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第 24 条第 5 号のイ～ハ、別紙 12～18 に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第 24 条第 2 号、第 3 号及び第 5 号のイ～ハの施設等とし、当該施設等を設ける道路の区域及び各地域団体等は以下の①～⑳及び別紙のとおりとする。(事業実施の際は、清掃活動、自転車マナーの啓発(駐輪施設の周知、自転車の安全利用等)や公共交通の利用促進の措置を併せて講ずる。)

①～⑱ 略

⑳ We Love 天神協議会

・天神 4 号線 (別紙 19)

(2) 略

(3) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

(国家戦略特別区域法第 16 条の 6 に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業)

以下に掲げる地域を管轄する地方公共団体が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、当該地域内における外国人による創業活動を促進する。

①～② 略

内容：創業人材の事業所確保に係る特例

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業(創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例)を活用して創業活動を行い、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新許可から最大1年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、以下に掲げる地域を管轄する地方公共団体が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とし、当該地域内における外国人による創業活動を促進する。

① 略

② 北九州市全域【令和4年中に実施】

(4)～(15) 略

(16) 名称：国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業

内容：特別加算の規定の適用に係る高度専門職省令の特例

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる地方公共団体が認定した対象に掲げる企業で就労する外国人を、高度外国人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置を講ずる制度の特別加算の対象とし、十点を加算する。

① 福岡市【令和2年9月より実施予定】

(対象)

福岡市企業立地促進条例の規定による支援措置を受けている企業のうち、以下に掲げるいずれかの対象分野等に該当する企業

- ア) 知識創造型産業
- イ) 健康・医療・福祉関連産業
- ウ) 環境・エネルギー関連産業
- エ) グローバルビジネス
- オ) 物流関連業
- カ) 都市型工業
- キ) 本社機能

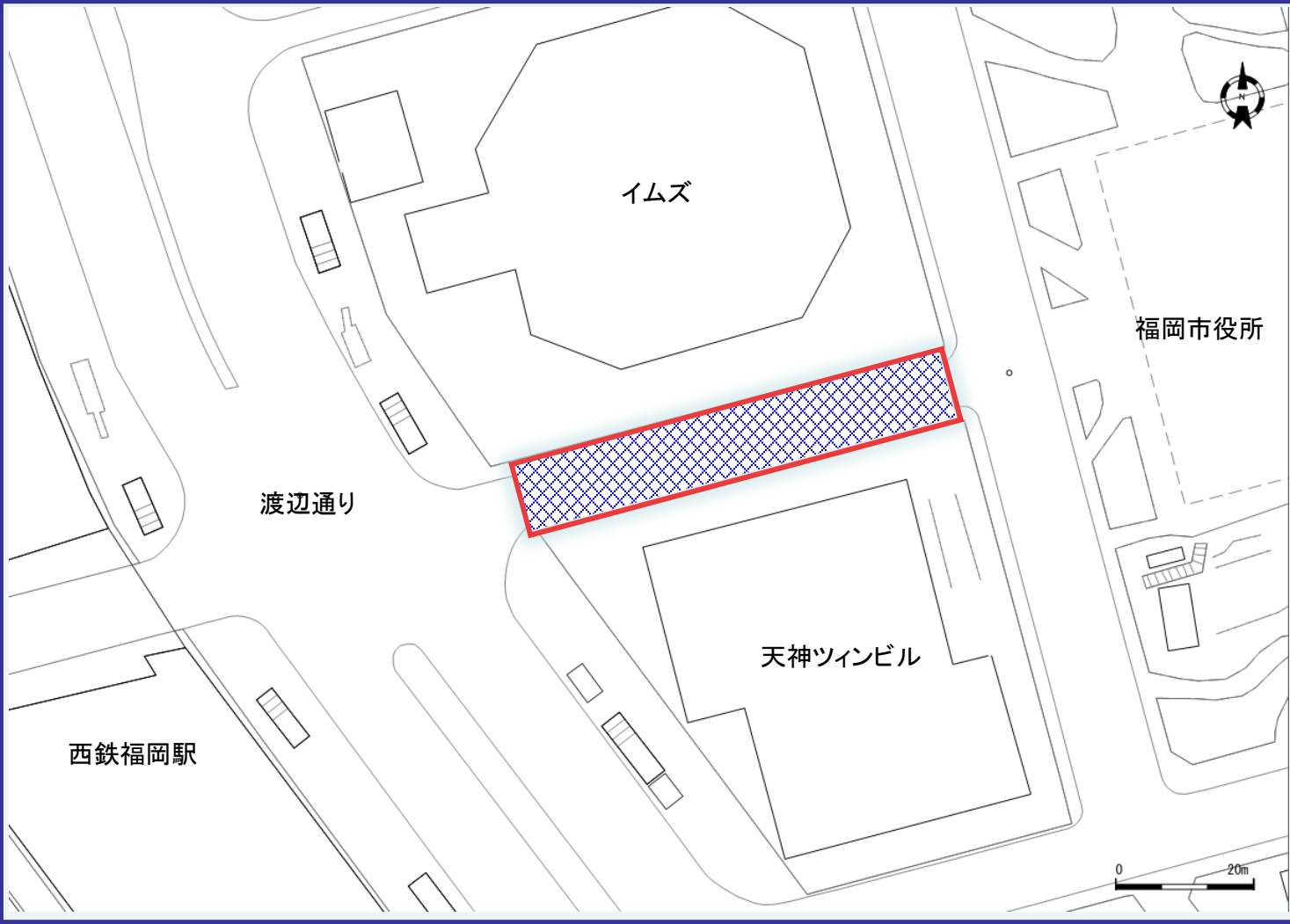
② 北九州市【令和4年4月より実施予定】

(対象)


- ア) 北九州市市税条例の規定に基づきグリーンアジア国際戦略総合特区内に設置される指定対象事業又は貸付対象事業のための施設等に係る固定資産税の課税免除を受けている企業
- イ) 北九州市環境未来技術開発助成金交付要綱に基づき助成金の交付を受けている企業
- ウ) 北九州市サステナブル環境ビジネス展開事業助成金交付要綱に基づき助成金の交付を受けている企業

別紙19 国家戦略道路占用事業の適用区域

天神4号線

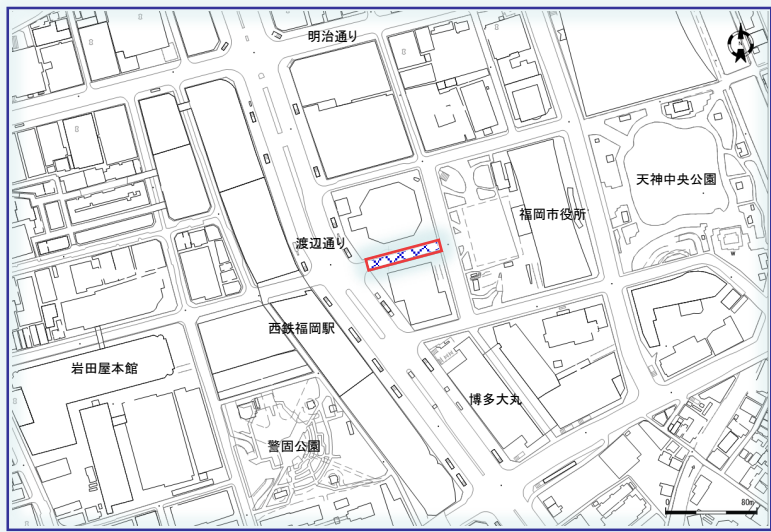


【事業の実施時期】
イベント開催日及び土日祝日を実施可能日とする

MICE等における
道路活用賑わい創出事業 

道路部分 

位置図



新旧対照表

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
<p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1) 名称：国家戦略道路占用事業</p> <p>内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例</p> <p style="padding-left: 2em;">(国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業)</p> <p style="padding-left: 2em;">国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体等が、それぞれの公道を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催し、M I C Eの魅力向上及び更なる誘致促進を図る。</p> <p style="padding-left: 2em;">本事業に係る施設等の種類は、別紙1～11及び19に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条第5号のイ～ハ、別紙12～18に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条第2号、第3号及び第5号のイ～ハの施設等とし、当該施設等を設ける道路の区域及び各地域団体等は以下の①～⑳及び別紙のとおりとする。(事業実施の際は、清掃活動、自転車マナーの啓発(駐輪施設の周知、自転車の安全利用等)や公共交通の利用促進の措置を併せて講ずる。)</p> <p>①～⑱ 略</p> <p>⑳ <u>We Love天神協議会</u></p> <p style="padding-left: 2em;">・天神4号線(別紙19)</p>	<p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1) 名称：国家戦略道路占用事業</p> <p>内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例</p> <p style="padding-left: 2em;">(国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業)</p> <p style="padding-left: 2em;">国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体等が、それぞれの公道を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催し、M I C Eの魅力向上及び更なる誘致促進を図る。</p> <p style="padding-left: 2em;">本事業に係る施設等の種類は、別紙1～11に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条第5号のイ～ハ、別紙12～18に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条第2号、第3号及び第5号のイ～ハの施設等とし、当該施設等を設ける道路の区域及び各地域団体等は以下の①～⑱及び別紙のとおりとする。(事業実施の際は、清掃活動、自転車マナーの啓発(駐輪施設の周知、自転車の安全利用等)や公共交通の利用促進の措置を併せて講ずる。)</p> <p>①～⑱ 略</p>

(2) 略

(3) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入りに係る出入国管理及び難民認定法の特例

(国家戦略特別区域法第 16 条の 6 に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業)

以下に掲げる地域を管轄する地方公共団体が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、当該地域内における外国人による創業活動を促進する。

①～② 略

内容：創業人材の事業所確保に係る特例

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（創業人材の受入りに係る出入国管理及び難民認定法の特例）を活用して創業活動を行い、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新許可から最大 1 年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、以下に掲げる地域を管轄する地方公共団体が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とし、当該地域内における外国人による創業活動を促進する。

① 略

② 北九州市全域【令和 4 年中に実施】

(2) 略

(3) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入りに係る出入国管理及び難民認定法の特例

(国家戦略特別区域法第 16 条の 6 に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業)

以下に掲げる地域を管轄する地方公共団体が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、当該地域内における外国人による創業活動を促進する。

①～② 略

内容：創業人材の事業所確保に係る特例

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（創業人材の受入りに係る出入国管理及び難民認定法の特例）を活用して創業活動を行い、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新から最大 1 年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、福岡市が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とし、福岡市内における外国人による創業活動を促進する。

① 略

(4) ~ (15) 略

(16) 名称：国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業

内容：特別加算の規定の適用に係る高度専門職省令の特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる地方公共団体が認定した対象に掲げる企業で就労する外国人を、高度外国人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置を講ずる制度の特別加算の対象とし、十点を加算する。

① 福岡市【令和 2 年 9 月より実施予定】

(対象)

福岡市企業立地促進条例の規定による支援措置を受けている企業のうち、以下に掲げるいずれかの対象分野等に該当する企業

ア) 知識創造型産業

イ) 健康・医療・福祉関連産業

ウ) 環境・エネルギー関連産業

エ) グローバルビジネス

オ) 物流関連業

カ) 都市型工業

キ) 本社機能

② 北九州市【令和 4 年 4 月より実施予定】

(対象)

ア) 北九州市市税条例の規定に基づきグリーンアジア国際戦略総合特区内に

(4) ~ (15) 略

(16) 名称：国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業

内容：特別加算の規定の適用に係る高度専門職省令の特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

福岡市が認定した以下に掲げる企業で就労する外国人を、高度外国人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置を講ずる制度の特別加算の対象とし、十点を加算する。【令和 2 年 9 月より実施予定】

(対象)

福岡市企業立地促進条例の規定による支援措置を受けている企業のうち、以下に掲げるいずれかの対象分野等に該当する企業

① 知識創造型産業

② 健康・医療・福祉関連産業

③ 環境・エネルギー関連産業

④ グローバルビジネス

⑤ 物流関連業

⑥ 都市型工業

⑦ 本社機能

設置される指定対象事業又は貸付対象事業のための施設等に係る固定資産税の課税免除を受けている企業

イ) 北九州市環境未来技術開発助成金交付要綱に基づき助成金の交付を受けている企業

ウ) 北九州市サステナブル環境ビジネス展開事業助成金交付要綱に基づき助成金の交付を受けている企業